

## 会 議 録

会議名		平成 2 1 年度第 1 回相模原市障害者自立支援協議会				
事務局 (担当課)		相模原市社会福祉事業団 障害者支援センター松が丘園 電話 0 4 2 - 7 5 8 - 2 1 2 1				
開催日時		平成 2 1 年 1 0 月 2 1 日 (水) 午前 1 0 時 ~ 正午				
開催場所		障害者支援センター松が丘園 3 階研修室				
出席者	委 員	出席 1 6 人 欠席 2 人				
	その他	7 人 報告者：3 人 神奈川県総合リハビリテーション事業団 1 名 市：保健福祉施設設置準備課課長、他 2 名				
	事務局	9 人 市：障害福祉課長、障害福祉課主幹、他 2 名 社会福祉事業団：事務局長、支援課長、支援課長代理、他 3 名				
公開の可否		可	不可	一部不可	傍聴者数	0 人
公開不可・一部不可の場合は、その理由		/				
会議次第		1 開会 2 議事 ( 1 ) 会長及び副会長の選出 ( 2 ) 連絡調整会議開催報告 ( 3 ) 相談支援部会中間報告 ( 4 ) 就労支援部会中間報告 ( 5 ) 権利擁護部会中間報告 3 その他 4 事務連絡 5 閉会				

## 審 議 経 過

主な内容は次のとおり。

### 1 開会

事務局が開会し、今期の委員をご紹介した。

### 2 議事（ は会長、 は委員、 は事務局の発言）

#### （ 1 ）会長及び副会長の選出

事務局の進行により議事に入った。

事務局から「会長及び副会長は、設置要綱第4条第2項により委員の互選によって定める」旨を説明した。

結果 互選により会長に田園調布学園大学教授 伊東秀幸委員を、副会長に相模原市障害児者福祉団体連絡協議会長 鎮守健一委員を選出した。

#### （ 2 ）連絡調整会議開催報告

本件以降、伊東会長の進行により議事に入った。

事務局から連絡調整会議の開催報告を行った。

#### （ 3 ）相談支援部会活動中間報告

相談支援部会長から中間報告を行った。

委員の皆さんから、この報告に対して、質問及び意見のほか方向性の提案をぜひお願いしたい。

今期から部会員としても相談支援部会へ参画している。相談支援事業は、障害者や家族が困っている時の生命線だと考えている。そこをいかに充実するかが我々の役目と思っている。事業所間格差や職員の専門性など課題もあり、「相談支援の手引き」や「相談支援の質の向上」について検討をすすめることになったが、ぜひ委員の皆様からのお知恵もいただきたいと。

部会での検討にご苦労されているかと思う。障害者自立支援法の中で、自立支援協議会の役割や相談支援も重要なものであることはよく分かる。手引きの作成も重要だが、身近な問題にすぐに対応すること、また、多くの市民へ相談支援事業所の周知が不足していると思うので、その広報も重要という気がしている。

法改正で、重度心身障害児者（以下「重心」という。）と知的障害者で18歳未満が児童相談所（以下「児相」という。）から移るため、特に重心の支援が円滑にいくのか心配している。緊急性がある場合、重心の入所先は、県内ではみつからず、関東一円から名古屋方面まで、児相職員が電話で手配している現状がある。

今後は、どこが施設を探してくれるのか。重心の18歳以上は成人扱い。市に移管することになる。重心の円滑な相談の体制等ぜひご検討いただきたい。

非常に重要な問題。部会からの報告があったように、相談窓口が三障害一緒になったことで専門性が薄れてもいけない。部会でも検討をいただきたい。

自分が相談すると考えた時に、ある程度関係性がついていないと相談に行きにくいと感じる。障害のある方は、より相談しづらいのではないかと。窓口だけあっても機能しなければ意味がないので、相談しやすい体制をつくるなどの検討をしていただけるとよい。

よいご指摘をいただいた。ある所の別の委員会で、これからは“相談に来ない人”“来られない人”を、地域に探しに行くという活動が必要ではないか、という話を聞いた。

個別支援会議の開催が2回との記載があるが、具体的な内容を知りたい。というのも、相談につながっていない人をどうつなげるかが大きな課題だが、一方で、相談に来た人を1つの機関では支えきれないこともある。手引きや研修も当然だが、支援が困難な方の対応に関する検討も大切。また、最近、更生相談所では、知的障害者の支援困難なケースに関わることが多い。地域でサービスを受けながら生活していた人が、トラブルがあって入院し、これまでどおりの生活を継続することが困難になった例もあるが、そのケースは、現在、医療と福祉で支えていくこととなり、知恵を出し合うため、たびたびケア会議を行っている。精神障害で措置入院した方が地域へ戻る際、支援の難しさなどもある。相模原は、市域と保健福祉圏域が同一だが、県は、圏域ごとに相談支援のネットワークがあり検討を行っている。そこで、支援困難な方を地域でいかに支えていくかのネットワークづくりと、個別支援の会議を行うことで職員の力が付いていく。これが大事。事務局は個別支援会議について説明を。

持ち込みケースは2件あったが、会議開催には至っていない。1件は、事例提出先と事務局がニーズ整理や支援方法等再調整をし、現在、様子を見ている。2件目は、手帳のない精神疾患の方でひきこもりケース。事例提出先の事業所は、個別支援会議へ本人参加を望んでいたが、本人側の個人情報提供同意と参加の同意を得られず開催には至っていない。

相談を受けた中で、解決に至らないケースは、事務局などでまとめた方がいいと思う。そして、次の解決につなげていただきたい。

支援困難ケースでも現場の工夫等で成功ケースもあるので、そういうものも、報告できる場があると良いと思う。なお、津久井方面では旧津久井郡4町のネットワーク作りをすることとなり、10月14日にネットワーク会議を開催する。地域性を大切にしたい関係機関での情報共有等が目的。

時間の制約もあるので、相談支援部会の報告はこのあたりで終了とする。中間報

告は承認でいいか。

承認

#### ( 4 ) 就労支援部会中間報告

就労支援部会長から中間報告を行った。

就労支援部会から、ネットワークに関する提言があったので、この提言に関してご意見をいただきたい。

ネットワーク構築は大切なので、どんどんやっていただきたい。ただ、提言を行うのであれば、このネットワーク図のみでは、具体的な運営方法や市の役割などが分かりにくい。提言書という形でまとめていただければ、それを受け取る市としてもいいのではないか。

次回の全体会で提言書を作成して提出することとしたい。他にご意見はあるか。会社側から差別的な扱いを障害者の対応についてもご検討いただけるとよいが。働く障害者の人権擁護も重要な視点だと思う。

障害者本人から聞く意見を重視すべき。就労支援部会員の中に当事者が不在なので、その点を検討していただきたい。特に精神障害の方の取り組みは遅れている。その件は、継続検討とさせていただく。現状でのやり方としては、ヒアリングの実施や臨時委員という方法もある。では、中間報告は承認ということでもいいか。

承認

#### ( 5 ) 権利擁護部会中間報告

権利擁護部会長から中間報告を行った。

一部には、どうしても後見人をつける必要のある障害者がいる。親も70歳を過ぎると自分が後見人になるのはどうかと迷うし、早く誰かに決めたいとも思う。成年後見人制度をあまり理解できていない人もいる。手続きが難しい、お金がかかるという人もいる。低所得の人も補助制度が使えるようになるとよいと思う。また、施設入所者の後見人の多くが「親」と聞くと聞くと、後見人である親が亡くなった後の問題も出てくる。さらに、身上監護では、生活面はどこまでやってもらえるのかなど分かりにくい。市社協に法人後見を担っていただくことを希望している。市民後見人の育成にも、市に取り組んでいただきたい。

あんしんセンターでは、断能力が不十分な障害、高齢者の権利擁護を行っている。相模原では平成10年からいち早く開始した。主に金銭管理、書類預かりサービス、権利擁護相談など。弁護士が月1回相談に当たる。現在、契約者127名。スタッフ20名弱で対応している。成年後見に関しては、法人後見の実施に関し

て関係機関と協議・準備中。メリットは、後見活動を組織で受けるので、継続性が担えること。また、昨年、あんしんセンターから成年後見制度への移行が5件あった。成年後見は、市社協が役割を担える内容であり、来年度からの実施を考えている。

権利擁護部会からの中間報告は終了するが承認ということでもいいか。

承認

### 3 その他

神奈川県総合リハビリテーションセンター事業団から「高次脳機能障害者地域支援推進検討事業」について、市障害福祉課から障害者福祉計画の概要について、市保健福祉施設設置準備課から、政令指定市移行に伴う施設設置準備状況について、相模原職業安定所から障害者雇用のチャレンジ雇用に関する報告があった。

### 4 事務連絡

事務局から、自立支援協議会主催研修の開催について事務連絡を行った。

### 5 閉会

伊東会長

以 上